⑿　検察庁における被害者支援員と関係機関・団体等との連携・協力の充実・強化及び情報提供の充実

被害者支援員と犯罪被害者等支援に関係する機関・団体等との連携・協力の充実・強化を図ることにより、検察庁の相談窓口を求める犯罪被害者等に対し、被害者支援員の連絡先等の必要な情報をより分かりやすく提供するよう努める。また、犯罪被害者等支援のための制度を所管する関係府省庁の協力を得て、当該機関・団体等及び府省庁に係る制度に関する案内書、申込書等を、必要とする犯罪被害者等に提供するなど、より多くの情報を提供できるよう努める。【法務省】（４―56）

⒀　刑事に関する手続等に関する情報提供の充実

ア　犯罪被害者等の意見・要望を踏まえ、刑事に関する手続、少年保護事件の手続、犯罪被害者等のための制度等について、これらを分かりやすく解説したパンフレット等の内容の充実を図り、パンフレットの配布方法等の工夫も含め、犯罪被害者等への早期情報提供に努める。【法務省】（４―57）

イ　犯罪被害者等に対し、その保護・支援のための制度を更に周知するため、外国語に翻訳したパンフレットやウェブサイトの作成等による情報提供を行う。【法務省】（４―58）

⒁　更生保護官署における関係機関・団体等との連携・協力による支援の充実

更生保護における犯罪被害者等のための制度について、地方公共団体に設置されている犯罪被害者等のための総合的対応窓口や犯罪被害者等早期援助団体等の関係機関・団体等に周知を行うことでその連携・協力を充実・強化し、更生保護における相談・支援制度の利用に係るアクセスの向上に努める。また、同制度を分かりやすく記載した広報資材等の内容の充実を図り、その配布方法等の工夫も含め、犯罪被害者等への確実な情報提供に努める。【法務省】（４―59）

⒂　教育委員会と関係機関・団体等との連携・協力の充実・強化及び学校における相談窓口機能の充実

学校で児童生徒が犯罪被害者となる重大事件が発生した場合に、当該児童生徒及びその兄弟姉妹である児童生徒の相談等の窓口として学校が有効に機能するよう支援するため、教育委員会が、警察署、児童相談所、保健所、弁護士会、医師会、犯罪被害者等早期援助団体等の関係機関・団体等との連携・協力を充実・強化する。また、犯罪被害者等支援のための制度を所管する関係府省庁の協力を得て、当該機関・団体等及び府省庁に係る制度に関する案内書、申込書等を常備し、これらを必要とする児童生徒に提供するなどして、児童生徒及びその保護者等への対応等を促進する。さらに、加害者が教職員・児童生徒等当該学校内部の者であった場合においても、被害者の意向を踏まえつつ、加害者と被害者が顔を合わせないよう配慮するなど、被害に遭った児童生徒等が安心して相談等ができる環境を整備する。加えて、教育委員会が、心理学、教育学等に関する知識を有する専門職員や臨床心理の専門家等を教育支援センターや教育相談所等に配置し、相談窓口を設けるとともに、児童生徒及びその保護者等に対し、少年サポートセンター、児童相談所、福祉事務所、保健所等の地域の関係機関・団体等の情報提供を促進する。【文部科学省】（４―60）

⒃　被害少年等の保護に関する学校と児童相談所等との連携の充実

被害少年等の支援・保護に関し、要保護児童対策地域協議会等を活用するなど、学校と児童相談所やこども家庭センター、子ども若者総合相談センター等の被害少年等の支援・保護に資する関係機関・団体等との連携の充実を図る。【こども家庭庁、文部科学省】（４―61）

⒄　医療機関等と関係機関・団体等との連携・協力の充実・強化及び医療機関等における情報提供等の充実

ア　医療機関と犯罪被害者等支援に関係する機関・団体等との連携・協力の充実・強化や、医療機関における犯罪被害者等の支援等に関する情報提供の適切な実施を促進する。【厚生労働省】（４―62）

イ　精神保健福祉センター、保健所等と犯罪被害者等支援に関係する機関・団体等との連携・協力を充実・強化し、当該機関・団体等の制度に関する案内書、申込書等を常備し、これらを必要とする犯罪被害者等に提供するなどして、精神保健福祉センター、保健所等における犯罪被害者等の支援に関する情報提供、相談等の適切な実施を促進する。【厚生労働省】（４―63）

⒅　法テラスにおける支援に関する情報提供の充実

法テラスにおいて、法テラスが実施する犯罪被害者等支援の業務内容について、様々な広報媒体を連動させた広報活動に加え、ＳＮＳ等のメディア媒体を活用した広報活動を実施する。【法務省】（４―64）

⒆　法テラスが蓄積した情報やノウハウの提供

法テラスにおいて、犯罪被害者支援業務を通じて蓄積した情報やノウハウを、研修や講習を通じて犯罪被害者等への支援に携わる関係者に提供する。【法務省】（４―65）

⒇　犯罪被害者等支援のための情報提供

配偶者等からの暴力事案等の被害者に対する支援情報等をウェブサイト等で提供する。【内閣府】（４―66）

(21)　振り込め詐欺等被害の回復に関する情報提供の充実等

金融庁ウェブサイト「振り込め詐欺等の被害にあわれた方へ」において振り込め詐欺救済法の制度について掲載しているところ、他の被害回復のための手段等の情報を充実させることを検討するとともに、引き続き、制度の周知に努める。【金融庁】（４―67）

(22)　海外における邦人の犯罪被害者等に対する情報提供等

外務省では、海外で邦人がＤＶや性被害を含む犯罪等の被害に遭った場合における在外公館による現地支援に関する情報提供の充実を図る。また、当該邦人等の要請に応じて、在外公館を通じた現地の弁護士や通訳・翻訳者等に関する情報提供、必要に応じた警察への同行等、可能な限り支援を行うよう努める。

さらに、特に海外において、重大な犯罪被害に遭われた方及びその家族が受ける苦痛に対し、必要な司法手続等への支援の在り方を検討していく。加えて、当該邦人の帰国後は、国内における犯罪被害者と同等の支援確保を図る。

警察においては、外務省と連携し、海外における邦人の犯罪被害に関する情報収集に努めるとともに、必要に応じて関係機関・民間被害者支援団体と連携し、日本国内の遺族等や帰国する犯罪被害者等に対し、支援制度に関する情報提供等の必要な支援を行う。【警察庁、外務省】（４―68）

３　民間の団体による活動への援助に関する施策

⑴　民間の団体に対する支援の充実

ア　犯罪被害者等の援助を行う民間の団体に対する財政援助の充実に努めるとともに、同民間の団体の活動に関する広報、関係者の研修に関する講師の手配・派遣、会場借上げ等の支援を行う。また、警察庁において、同民間の団体における財政基盤確立の好事例に関する情報提供に努める。【警察庁、こども家庭庁、厚生労働省】（４―69）

イ　犯罪被害者等の援助を行う民間の団体の活動に関する広報、関係者の研修に関する講師の手配・派遣、会場借上げ等の支援を行う。【法務省、文部科学省、国土交通省】（４―70）

⑵　預保納付金の活用による助成事業の実施

振り込め詐欺等の被害金を原資としている預保納付金により、引き続き、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体への助成事業を実施する。【警察庁、金融庁、財務省】（４―71）

⑶　寄附税制の活用促進と特定非営利活動促進法の円滑な運用

特定非営利活動促進法（平成10年法律第７号）を所管する内閣府において、令和２年度税制改正をはじめとする累次の税制改正により拡充されている特定非営利活動法人に関する寄附税制の活用促進や同法の円滑な運用に努める。また、犯罪被害者等の援助を行う特定非営利活動法人等も含め、全国の特定非営利活動法人の情報を検索できるウェブサイトの管理・運用を行うなど、市民活動に関する情報提供に努める。【内閣府】（４―72）